



南保育園

真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園

広
陵
町



広陵中学校

議会
だより

 **No.83**
平成 25 年 11 月 1 日

目次

2	平成24年度決算審査
5	第3回定例会
7	町政を問う一般質問
13	意見書
14	委員会の窓
16	議会日誌

歳出総額 96億2,345万円

**決算
審査**

徹底チェック!
何に使ったの?

認定

つぎのように使われました
平成25年3月31日現在の人口(34,431人)で計算すると

町民1人当たり **279,499円**

平成24年度決算
どう活かされた私たちの税金

一般会計	内容	町民1人当たりに使われたお金
議会費 1億2,312万円	議会の運営経費	3,576円
総務費 9億6,377万円	企画調整、財務財政および安全対策等	27,991円
民生費 28億3,549万円	老人・障がい福祉、児童福祉、医療費助成等	82,353円
衛生費 11億3,685万円	清掃事業、環境対策、健康増進等	33,018円
農商工費 1億6,335万円	農業、商工業、観光等の振興経費	4,744円
土木費 8億5,274万円	道路、公園、町営住宅等の維持管理や建設費	24,767円
消防費 4億8,206万円	消防費に関する経費	14,001円
教育費 10億5,775万円	小中学校、幼稚園の管理運営、生涯学習、文化財保全等	30,721円
公債費 17億9,477万円	建設事業等のために借り入れたお金を返済する	52,126円
諸支出金 2億1,354万円	その他の支払い	6,202円

平成24年度 主な事業

子育て支援事業



水槽付き消防ポンプ車更新



社会資本整備総合交付金



特別史跡巢山古墳整備事業



一般会計

歳入総額 104億3,599万円

歳入歳出差引残高 8億1,254万円
 繰越明許費 △7,398万円
 実質収支額 7億3,856万円

※繰越明許費とは……年度内に終わることのできない支出を、次年度に繰り越す経費

どこからお金が入ったの？

皆さまから納めていただく町民税、固定資産税、軽自動車税など

55億 9,834万円 [自主財源]

国や県から割り当てられる補助金や交付金

48億 3,765万円 [依存財源]

財政健全化判断比率

平成24年度	
実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	14.0
将来負担比率	97.0

[用語解説] 「—」の表記は黒字であるため

- ◇実質赤字比率
一般会計の赤字の割合（14%以下）
 - ◇連結実質赤字比率
全ての会計の実質赤字の割合（19%以下）
 - ◇実質公債費比率
借金返済額の割合（25%以下）
 - ◇将来負担比率
将来負担すべき実質的な負債の割合（350%以下）
- ※（ ）内の基準を超えると財政上の制限が掛かる。

町税や使用料などの収納状況

項目	収入額	収納率（現年）
町民税	21億2,814万円	99.34%
固定資産税	15億 746万円	99.02%
軽自動車税	5,262万円	98.80%
たばこ税	1億7,361万円	—
住宅使用料	1,038万円	97.44%
国民健康保険税	7億9,344万円	97.02%

各特別会計の決算状況

特別会計名	歳入	歳出
国民健康保険	32億5,368万円	34億4,260万円
後期高齢者医療	2億5,919万円	2億5,838万円
介護保険(保険事業)	18億8,982万円	18億7,197万円
(介護サービス事業勘定)	976万円	972万円
下水道事業	10億5,715万円	10億5,715万円
墓地事業	4,577万円	3,124万円
学校給食	1億7,954万円	1億7,954万円
用地取得事業	3,600万円	3,600万円

会計名	収入	支出
水道事業(収益的収支)	8億6,118万円	7億8,641万円

賛成討論

歳入では、町税が前年より増収し、収納率も現年・滞納とも上昇しており納税推進に取り組んでいる。他の収入も事務事業に見合った額を確保している。歳出では、人件費の抑制ができ、事務費の徹底削減、高利な地方債繰上償還の実施等により、良好な財政健全化数値として現れている。

反対討論

収納率は99%だが、滞納の差し押さえなど過剰な取り立てがある。クリーンセンターは炭化物145万の売り上げをあげるのに1500万かかるし、修繕費も昨年より1400万多く毎年町政を圧迫する施設で二酸化炭素も町内の6割を排出している。

採決結果 賛成多数で認定



決算状況の詳細は
 広報「こうりょう」10月15日号に
 掲載されています。

平成**25**年
第3回
定例会
9月6日～9月20日

審議結果は次のとおりです。

条例

議案第27号 広陵町中学校給食運営委員会設置条例の制定について

まず、委員会の人数を「10人以上」から「15人以上」に修正することを全員一致で可決。その後、修正部分及びその他の原案を採決。

採決結果 全員一致で可決

議案第28号 広陵町子ども・子育て会議条例の制定について

採決結果 全員一致で可決

議案第29号 広陵町行政組織条例の一部を改正する条例について

採決結果 全員一致で可決

議案第30号 広陵町特別職報酬等審議会条例の一部を改正することについて

採決結果 全員一致で可決

議案第31号 広陵町税条例の一部を改正することについて

採決結果 賛成多数で可決

賛成討論 地方税法の改正については税制審査会により示された法に準じて改正することが常。

反対討論 来年1月から、証券の損益通算の範囲を拡大し、富裕層への優遇税制を継続するものである。

議案第32号 広陵町国民健康保険条例の一部を改正することについて

採決結果 賛成多数で可決

賛成討論 多数の改正の影響の一つ。反対する理由がない。

反対討論

(第31号議案の反対討論に同じ)

議案第33号 広陵町税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正することについて

採決結果 全員一致で可決

予算

議案第34号 平成25年度広陵町一般会計補正予算(第3号)

【8,098万6千円増額】

採決結果 全員一致で可決

議案第35号 平成25年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)

【1,756万円増額】

採決結果 全員一致で可決

議案第36号 平成25年度広陵町墓地事業特別会計補正予算(第1号)

【1,452万8千円増額】

採決結果 全員一致で可決

議案第37号 平成25年度広陵町水道事業会計補正予算(第1号)

【7,896万6千円増額】

採決結果 全員一致で可決

報告

◆平成24年度広陵町財政健全化判断比率の報告について

その他

請願第1号 真美ヶ丘・みささぎ台地区の地区計画区域内に障がい者の一戸建のグループホームの建設が可能となる地区計画条例の成立を求める請願について

採決結果 賛成多数で可決

賛成討論 一般住民の方がその言葉で請願している。言葉の端々や法律的な解釈は行政側が努力することが妥当。

反対討論 現行の条例と24年9月26日確認書で対応できる。修正文は現行条例との法令上の整合性がなく適切なものとは言えない。

議案第47号 第4分団消防ポンプ
自動車の買入れについて

採決結果 全員一致で可決

議員提出議案

決算審査特別委員会設置に関する
決議

採決結果 全員一致で決議

大規模地震等災害対策の促進を求
める意見書

採決結果 全員一致で可決

若い世代が安心して就労できる環
境等の整備を求める意見書

採決結果 賛成多数で可決

賛成討論 若者のライフスタ
イルに合わせた社会を目指し、日
本の未来を再設計すべく国を挙げ
て取り組むべき。

反対討論 「多様で多元的な働
き方」を求めているが、非正規労
働を拡大し若者の願いに反するも
のだ。

治安維持法犠牲者国家賠償法(仮
称)の制定を求める意見書

採決結果 賛成少数で否決

賛成討論 言論弾圧の事実を
認め謝罪と賠償を求めることに時
効はない。弾圧された方の名誉回
復を求める。

反対討論 当時の治安維持法は
悪法であるが、戦争行為そのもの
が悪。一般の多くの犠牲に賠償は。

道州制導入に断固反対する意見書

採決結果 賛成多数で可決

賛成討論 そこに住み生活し
ている人を先ず優先し、地方自治
を発展させ、暮らしやすい広陵町
をつくるのが重要だ。

反対討論 地域主権型の社会
へ移行でき、国家公務員、国会
議員の人件費も減らせる。

決算

議案第38号 平成24年度広陵町一
般会計歳入歳出決算の認定につ
いて

〔詳細はp2・p3をご覧ください〕

議案第39号 平成24年度広陵町国
民健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定について

採決結果 賛成多数で認定

賛成討論 財政健全化のため
に医療費通知・ジエネリック医薬
品の差額通知、療養費の二次点検
もしている。単年度黒字を維持。

反対討論 高い国保税で払い
たくても払えない人も増えてい
る。納税相談を口実に100枚
の保険証が手渡されていない。

議案第40号 平成24年度広陵町後
期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算の認定について

採決結果 賛成多数で認定

賛成討論 安定した制度に
なってきた。

反対討論 国保や被用者保険
にすみやかに戻すべきだ。広域
連合議員から何の報告もなく非
民主的運営が行われている。

議案第41号 平成24年度広陵町介
護保険特別会計歳入歳出決算の認
定について

採決結果 賛成多数で認定

賛成討論 計画を上回る増加
率の中、給付費の抑制に努力して
いる。

反対討論 認定が軽くされ、
利用料は上がり、保険料も上が
るのでは高齢者はたまらない。

議案第42号 平成24年度広陵町下
水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

採決結果 全員一致で認定



議案第43号 平成24年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
採決結果 全員一致で認定

議案第44号 平成24年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
採決結果 全員一致で認定

議案第45号 平成24年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
採決結果 全員一致で認定

議案第46号 平成24年度広陵町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
採決結果 賛成多数で認定及び可決

賛成討論 有収率が92%から96%に改善しており、水を大切にしているということ。適正に処理できており、何ら問題ない。

反対討論 まさかの時に備えて自己水25%程度の確保を水道事業特別委員会で決めていたのに下半期に県水100%に移行し不安だ。

広陵町議会 平成25年第3回定例会 議決結果一覧

◆全会一致で可決、同意、承認した議案

- | | | | |
|--------|--------|-----------|--------|
| 議案第27号 | 議案第28号 | 議案第29号 | 議案第30号 |
| 議案第33号 | 議案第34号 | 議案第35号 | 議案第36号 |
| 議案第37号 | 議案第42号 | 議案第43号 | 議案第44号 |
| 議案第45号 | 議案第47号 | 議員提出議案第9号 | |

◆賛否の分かれた議案（採決の行われた順に掲載）

○……賛成 ×……反対

議案	堀川季延	谷禎一	吉村眞弓美	坂野佳宏	山村美咲子	竹村博司	奥本隆一	吉田信弘	坂口友良	青木義勝	笹井由明	八尾春雄	山田美津代	八代基次	議決結果		
議案第31号 広陵町税条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○		○	○	○		○	×	×	○	原案可決 (賛10・反2)		
請願第1号 真美ヶ丘・みささぎ台地区の地区計画区域内に障がい者の一戸建てのグループホームの建設が可能となる地区計画条例の成立を求める請願	○	○	○	○	○		○	○	○		○	×	×	○	原案可決 (賛10・反2)		
議案第32号 広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	体調不良による欠席	○	○	○	議長は採決に加わりません	○	×	×	○	原案可決 (賛10・反2)		
議案第38号 平成24年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	×	×	○	原案可決 (賛10・反2)	
議案第39号 平成24年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	×	×	○	原案可決 (賛10・反2)	
議案第40号 平成24年度広陵町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	×	×	○	原案可決 (賛10・反2)	
議案第41号 平成24年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	×	×	○	原案可決 (賛10・反2)	
議案第46号 平成24年度広陵町水道事業会計決算の認定と剰余金の処分について	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	×	×	○	原案可決 (賛10・反2)
議員提出議案第10号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書について	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	×	×	○	原案可決 (賛10・反2)
議員提出議案第11号 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書について	×	×	×	×	×		○	×	×		×	○	×	○	×	否決 (賛2・反10)	
議員提出議案第12号 道州制導入に断固反対する意見書について	○	○	×	○	×		○	○	○		○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛10・反2)

質 一
問 般

こころが聞きたい！

町政を問う



一般質問を9月11日、12日に行いました。一般質問は、議員が町の行政全般にわたって理事者に対して、事務の執行状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求めまたは疑問を質すために行います。

広陵町議会は、通告制（質問内容をあらかじめ議長に提出する。）を採用し、一議員、一時間の持ち時間で、一質問につき、3回まで質問を行います。なお、質問内容及び答弁内容については、紙面の都合上、要約掲載となっており、ですので、詳細については会議録をご覧ください。

会議録は、12月上旬に町役場及び町施設のサービスカウンターに配置し、広陵町ホームページに掲載する予定です。

※答弁者の「理事者」との記載は、町長、副町長、教育長、関係部長の発言を要約して掲載する場合に用いています。

民生委員のあり方について

八代基次 議員



問 民生委員の職務は「社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会奉仕の増進に努めるものとする。」と民生委員法第1条で定められている。民生委員は、法によって基本的な役割や性格が定められており、ボランティアや市民活動と異なる。また児童福祉法に基づく児童委員でもあり、生活保護法に基づく法の執行の協力者である等々、その職務は広範囲であり、責任は誠に大きいものがある。その熱意、努力、責任感に尊敬の念を持っている。

(1) 私の意見に対する町長の見解は。
(2) 民生委員法第10条に「給与は支給しない」と規定されているが、職務活動の際の費用は法により禁止されていません。本町の現状は。
(3) 同法26条に民生委員の指導訓練費は都道府県が負担するとある。

町の活動等に対する負担は。

(4) 民生委員の職務は多岐にわたり、活動費も相当額あると思料しますが、実質的には「0」に等しい。民生委員の善意に依存する時代は終わったと思うが、町は実質的な実費弁償を検討しては。

山村町長 (1) 民生委員の活動は広範囲、多岐で、社会福祉協議会とも連携を持ち、社会福祉の精神で地域福祉の要としてのご活躍に感謝している。

(2) 同法の定めにより民生委員協議会を組織いただき、町は活動推進補助金として約267万円を活動の一助として補助し、そのうち担当地域活動費として個々の活動費に対する費用弁償されている。

(3) 県からは一人年額58,200円の活動費と協議会に対して25万6,000円の活動推進費が支給されている。

(4) 以上の補助金については、年間の事業計画に基づきそれぞれの活動にお使いいただいている。全国的な状況については把握する方法がありませんが、近隣市町村では金額に多少の差はあるものの同様の取り扱いのようである。現状を精査し、状況に即した費用弁償のあり方について調査研究をしていく。



奥本隆一 議員

「中学校給食」実施に向けた進捗状況について

問 平成26年度に施設建設を目指す中学校給食。建設に伴う「基本設計」については、コンサルタント会社に発注されたのか。

また、給食の実施時期は今の中学一年生が三年生に進級する平成27年4月からと考えてよいのか。

松井教育長 過日の議員との懇談会において、「基本設計」をコンサルタントにと申し上げたところですが、現在、中学校給食運営委員会と議会にお示しする資料作成をコンサルタント会社に発注するべく準備を進めている。

なお、給食の実施時期につきましては、議員のおっしゃるとおり、平成27年4月からのスタートを予定している。

中央公民館にエレベーターの設置を!!

問 「たかが2階、されど2階」健常者にとつては、2階程度の階段はさほど苦にもならないが、高齢者や障がい者の方たちにとつては、非常につらく厳しいものである。

中央公民館は、クラブ活動や会議などで多数の方々が2階を利用される公の施設である。

バリアフリー新法などの法整備で施設の改善が進みつつある今日、社会的弱者の方たちにも配慮したエレベーターの設置が不可欠と考えるがどうか。

山村町長 エレベーターの設置となると、単にエレベーターの設置にとどまらず、設置するための現存施設の大規模な改修も必要となる。

築後約40年が経過し老朽化が進んでいるので、(仮称)歴史資料館を整備する際に、公民館機能も備えた複合施設とすることも検討している。

総合的な計画のもとに、議会とも協議をし、方針を決定したい。



坂口友良 議員

平成24年度の滞納金3億6千万円をどう集める

問 今回、山村体制が発足したが、前町長時代に町税等の未収金を3億6千万円残している。処理もできず前町長は退職してしまつたが、大変大きな金額である。後を引き継いだのが新町長であるが、この対策は最優先で進めるべきと思うが、考えはどうか。

山村町長 自主財源確保に向けて鋭意努力している。滞納者に対しては再三の交渉を重ね、財産調査を実施のうえ、改善のみられない滞納者に対しては滞納処分を実施し、債権回収に努めている。今後も滞納者の解消に向け、より一層の努力をしていく。

障がい福祉計画、生涯住まいをどう進めていくかを問う

問 療育手帳所有者が増えてきた。西和養護学校卒業生も急増してくるので、受け入れ体制も地域で急がれている。生涯住まいは、今までの措置

時代から全て町外に住まわせた。しかし、今は国も生まれ育った地域で暮らしていくよう入所中心からグループホームで地域で生涯を過ごす方向へと転換してきた。今後どう進めていくのかを問う。

山村町長 居住系のサービスは、自宅に代わる日常生活を送る場所を提供するサービスと位置づけられる。今後も、住み慣れた地域で長く暮らしていただけるよう、町が責任を持つて福祉サービスの向上に努め、支援していく。

新住民の増加とまちづくり体制の充実策は

問 馬見南3丁目の新規分譲地も計画的に建設が進み、新しいまちづくりとして期待が持てる。税収も増えている。本町は教育都市として近隣でも名が通っている。まちづくりは住民減になると大変むずかしくなる。引越すなら広陵町と言ってもらえる体制を町はどう考えるか。

山村町長 町民税については、納税義務者の増加により若干の伸びを見せている。教育については、施設・設備の充実是他町に先駆けて進めている。中学校給食の実現は当然のことであるが、特色のある教育活動の推進が求められている。



山田美津代 議員

3年期限付雇用はやめ 正職員を

問 いま町は正職員208人に対し支援スタッフは202人です。支援スタッフは3年経って一人前になると辞め、他の自治体が一人前になった支援スタッフを雇う。給食調理員や保育所の先生も来る人がいない状態で派遣に頼っています。採用の費用もかかり、町民からお金をドブに捨てていると批判が出ています。

山村町長 多様な働き方の希望に対応して、できるだけ多くの方に就労の機会を得ていただくため、3年を期限としている。本人の承諾も得ているが、幼稚園・保育所の3年期限付き職員は採用せず、正職員で対応していきます。

国保の広域化に 対する町の対策は

問 国保の広域化は住民サービスの低下を招き、赤字にならないよう

に一般会計からの繰り入れもできなくなれば、保険料は今より高くなり、なお一層町民の生活が厳しくなる政策です。町としての対策はあるのですか。今短期保険証は202件。町窓口の留め置きは100件。この弊害と是非についてもお答えを。

山村町長 平成29年を目途に実施される見通し。県と市町村が適切に役割分担を行う必要がある。住民サービスの低下にならないよう協議をする。保険証の留め置きや短期保険証は被保険者と話し合う機会を持つために必要。

子ども子育て会議について

問 子ども子育て会議の条例案が今議会に提出されていますが、子ども達にしわ寄せがくると言われている認定子ども園など視野に入れておられるようです。その進捗状況を待っていて老朽化している幼稚園などの建て替えが実施されないのでしょうか。

山村町長 西小学校区では西幼稚園と西第二幼稚園との統合、北小学校区では北幼稚園と北保育所との一元化に向けての構想があります。老朽化している施設は安全確保のための修理を実施しています。



八尾春雄 議員

地区計画条例の改定を 求める請願について

問 今回、障がい者の保護者から条例に条文の追加を求める請願が提出されている。町の認識はどうか。

山村町長 地区計画区域内において建てられる建物は個別の地区計画で定めるもので条例条文の修正にはなじまない。また、現在定めている真美ヶ丘地区の地区計画制定区域内では、建築基準法上共同住宅または寄宿舎扱いとなるグループホームは建築できない。このような場合を想定して、既に地区計画条例第4条において、町長が周辺の健全な都市環境の確保に支障がないと判断し、都市計画審議会の同意を得て、該当の建物を地区計画の規制対象から除外できるように制定しており対応できる。更に、この条例で使用用語の定義は建築基準法で定めているため、今回の請願のように、他の法律で規定される建物の可否を条例に持ち込むのは無理がある。町は昨年9

月26日に締結した確認書に示したように、町が責任を持って支援、対処することを約束しております。

大字広瀬の 資材置場に関する件

問 7月議会でも質問したが調査の結果はいかに。

山村町長 農地転用した土地について、転用以降の利用実態を農業委員会が調査することはないが、隣地の同意や地元水利組合長の同意については農地転用時に添付を求めているので、指摘された点は農業委員会に報告し検討することとした。問題が発生したら適時対応することとしているので、「ここが問題の場所」と直ちに指摘をしてほしい。

◆その他の質問事項

- 障害福祉サービスに関する件
- 介護保険から要支援1・2を外すことについて
- 子育て支援教室のニーズ調査を進めることについて





谷 禎一 議員

町内歩道及び自歩道について町の考えは

問 高齢化が進むなか、街路樹による電線電話線への障害、舗装の亀裂、通行幅狭小など問題がある自歩道について、警察庁から見直し通達もあり、町は「都市計画マスタープラン」とも整合性を図り、最終的な完成形を提示し、どの様に改修していくのか。昨年に引き続き問う。

山村町長 現在、町内に8路線、約9.8kmあり、植栽の刈り込みで有効幅確保しているが、「安全対策基礎調査」を行ない、具体策をまとめて協議したい。バリアフリー等については、県の事例とも合わせて都市計画審議会で研究する。

余剰資金で「ゴミ袋の一部無料配布を

問 毎年ゴミ袋の有料化による収入が約3,000万円あり、関係基金残額が、現在3,013万円と

なっている。リサイクルの分別やごみ削減の努力も定着してきている中、住民のみなさんにさらなる「ゴミ軽減をお願いして、「一部ゴミ袋の無料配布」を実施しては。

山村町長 基金は集団回収、生ごみ処理機助成金、清掃キャンペーンの運営費で利用。町のごみ処理には毎年8億4200万円支出し、3億2000万円の収入、差引5億2200万円が必要。町民一人当たり15,160円で現在予定はない。

地域の歴史的、文化的財産等の有効利用を

問 広陵町は過去3年税収も伸びず、98億円の一般会計予算となっている。自主財源構成比率（町独自で調達できる財源）は毎年低くなり、昨年は45%となった。まず、広陵町指定文化財の「立山まつり」や「天神社綱打ち」の文化的財産や、巢山古墳などの歴史文化財資源を観光資源としての積極的な有効活用を提案する。

山村町長 パンフレットなど配布しているが、知名度の点から町単独では限界があり、「葛城地域振興懇話会」で協議中。観光資源活用を地域産業、農業と共に考えている。優良企業の誘致など、町税確保についても機構改革を行なう。



坂野佳宏 議員

小中学校のエアコン設置について

問 3月議会で前町長、前教育長より設置に向けて前向きな回答をいただいている。新町長として、前任者の考え方を継いで設置する方向に変わりはな

山村町長 先の3月議会でもご質問をいただいておりますが、今年の夏は、雨が少なく非常に高い気温が続き、熱中症の発症も多かつたため、その対策に苦慮したところでございます。

小・中学校のエアコン設置につきましては、児童、生徒の身体的負担の軽減と、教育環境の向上のため、空調機と太陽光発電を組み合わせ、また、電力だけでなく、ガスを利用するシステムなども提案していただくようお願いしているところで

具体的に出てきましたら、お知らせし、今後について協議させていただきます。と思っています。

問 答弁に提案のお願いしているとの言葉がありましたが、何処かに発注されているのか。

中尾副町長 メーカー提案を受けている。現場確認を申し出たメーカーには現場立ち入りを認め、提案書 wait している所である。





吉村眞弓美 議員

地域包括ケアシステムの 確立について

問 超高齢社会を迎えた日本では、老老介護が増え、介護疲れから殺人事件を起こすケースもあり、決して看過できない状況です。このような悲惨な事件が未然に防止できるように、第5期介護保険事業が実施されているはずですが、その柱となるのは、「地域包括ケアシステム」の確立です。主に在宅の要介護高齢者が24時間365日を通し、30分以内に駆けつけられる日常生活圏（中学校区を想定）で介護・医療・生活支援などの各種サービスを受ける事が出来るようにするのが、地域包括ケアシステムの狙いであり、高齢者の生活を地域で支えるシステムです。

そこで以下、わが町広陵町の「地域包括ケアシステム」の取り組みについて伺います。

1、「24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護・看護サービス」そ

- の取り組みについて
- 2、地域力、住民力を生かした取り組みについて
- 3、地域ケア会議の設置を提案
- 4、介護ボランティアポイント制度の導入を

山村町長 本町においても、地域包括支援センターを中心に検討を進めています。

残念ながら、「24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護・看護サービス」を実施する事業所は県内には無く、今後の課題となっております。現在、第6期介護保険事業計画策定に向けて、「日常生活圏域二地区調査」を実施・検討の予定ですが、その際、介護ボランティアポイント制度の導入についても広く意見を求めています。

本町では、地域担当職員を配置し、地域との連携を図れるよう準備を進めています。民生委員活動や地域での見守りが大切と考えます。ボランティアの育成に仕組み、国の動向や地域のニーズを踏まえ「地域包括ケアシステム」の更なる構築に努めます。



山村美咲子 議員

「健康マイレージ」の 取り組みについて

問 健康診断の受診やスポーツ活動への参加などでポイントを集めると特典を利用することができると「健康マイレージ」の取り組みが目ざれています。住民の健診受診率を上げ、健康づくりに励むことで医療費や介護費の抑制につなげるほか、地域コミュニケーションや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりに繋げていくことが期待できるユニークな施策です。将来の超高齢化社会を見据えた施策の一つとして、広陵町でも取り組んではいかがでしょうか。

山村町長 町民の皆さんが日々元気に健康で、暮らしていただけるように環境を整えていきたいと考えています。「健康マイレージ」はそのための有力なツールであると思われ、導入にあたっては、保健担当部署だけでなく、庁内関係部署との調整、町民、企業、商店、各種団体

との連携も考慮しながら調査研究していきます。

「いじめ防止対策推進法」の 制定を受けて

問 国がいじめ対策を本格化させてから初となるいじめ防止の法律（いじめ防止対策推進法）が、9月28日に施行されます。本法律ではいじめの定義を、対象にされた児童・生徒が「心身の苦痛を感じているもの」（インターネットを通じた攻撃も含む）と規定しています。広陵町でも、9月の法施行に当たり、地域社会が総がかりでいじめ根絶に取り組める現場の態勢づくり、協力や情報共有の仕組みづくりを積極的に整える必要がありますがいかがでしょうか。

松井教育長 文部科学省が定める「いじめ防止基本方針」を参酌し、「広陵町いじめ防止基本方針」を定め、町、学校が一体となっていじめの防止に努めていきます。

また、学校、教育委員会、児童相談所、警察その他の関係者により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を早期に設置し、対応していきます。

◆その他の質問事項

○子ども安心カードについて



菅井由明 議員

水道局の跡地は
どうなるんですか

問 水道事業は、昨年10月より県営水道100%の受給がされています。このことから、現在の水道局は、どのような利用形態と管理運営がなされていますか。平成24年12月の時点では、「水道局の跡地利用について、当該地は調整区域であり、多くの構築物や井戸、地下の埋設物があるので、土地利用は厳しいものがあり、県と事前協議しています。」とあります。

広陵町公有財産有効活用検討委員会の開催内容を踏まえ、その後の跡地処分方法についての進捗状況についてお聞きしたい。

山村町長 南郷浄水場及び北側駐車場は現在封鎖された状態にあります。広陵町公有財産有効活用検討委員会は、町の保有する土地の有効活用及び適正な処分について、調査検討するため昨年11月に設置しており、メンバーは区長・自治会長会

長を委員長として、都市計画審議会会長、地元南郷区長ら8名で構成されています。

昨年度中に一度だけ開催され、水道局の跡地の有効活用の方策及び適切な処分についての検討が行われました。

委員会では、浄水場側の土地は水道施設が既存建物として都市計画法上の開発が可能となるケースがあるものため、原則、建築物が建てられない土地となっていることから、跡地利用については、売却も含め慎重に審議を重ねていく必要があるとの意見であります。

現在、用地を活用したいという地元企業からの複数の要望があり、今後早い時期に有効活用検討委員会を再開し、委員会での意見を踏まえた上で、長の方針を固め議会審議をお願いしたいと考えております。



堀川季延 議員

「地場産業育成支援と
企業誘致を進める」とは

問 町長の所信表明に「地場産業育成支援と企業誘致を進める。」とあり、「靴下に代表される町内企業は事業所数が減少しておりますが、元気に事業活動を行っている事業所も数多くあり、行政として支援策を考えていく必要があると感じています。そのためには、商工会を通じて業界と積極的な議論をしていきたいと思っております。」と述べておられるが、行政としての支援策をどのように考えておられるのか。

また、企業誘致については、寺戸に大手ホームセンター(株)カインズホームが進出する。弁財天の(株)ヒロハシ敷地を含む準工業地域についても、地元との話し合いを終え、今後の土地利用を考えていくと聞く。先々の高齢化社会を見据え、企業誘致は固定資産税や法人税などの増税と雇用の機会が望めると思うが、町としてどのように進めていくのか。

山村町長 地場産業育成支援については、町商工会への支援を中心に靴下組合、プラスチック組合など各組合の育成事業・まちづくり研究事業・新ビジネス研究事業・地場産品普及促進や地域間交流事業等の実施を目的とした「地域産業活性化事業補助金」など運営費、事業費の財政的な支援を行っています。今後は、広域圏での観光と産業のPR・他地域の商工関係機関との交流など、多方面での意見を聴きながら町商工会と更なる連携を図りながら地場産業の振興策を展開していきたいと考えています。

企業誘致のメリットは、雇用の創出や消費の拡大、税収の確保や地域経済の活性化など、積極的に取り組んでいく必要があります。企業に対して、きめ細やかなフォローアップ支援とともに、進出コースを把握し、広陵町をPRしていく必要があると考えています。そのためには、インフラ整備の支援や優遇税制、雇用促進の補助金など早急に取り組むべき課題があると認識しております。企業誘致の推進のための専門部署を立ち上げ、既存の町内企業への支援も含め、立地企業に対しての優遇措置を盛り込んだ条例の制定も提案させていただきます。

意見書

大規模地震等災害対策の促進を
求める意見書

一 昨年の東日本大震災以降、全国における地震は、それ以前とは比較にならないほど頻発し、大きな地震もしばしば発生しています。そうしたなか、今後の発生確率が極めて高く、甚大な被害が懸念される「首都直下地震」および「南海トラフ巨大地震」に対しては、国を挙げて万全の対策が急務となっております。

また、日本列島は太平洋、フィリピン海、北アメリカ、ユーラシアの4つの大きなプレートが交わる場所に位置しているため、我が国は地殻変動による地震、津波、火山噴火等の頻発する国といえます。さらに近年増えている局地的豪雨は地形の急峻さと相まって土砂災害を発生させ、台風等による風水害は大規模な被害をもたらしています。

そこで、国民の生命・財産を守るため、高度経済成長期に整備された道路、橋梁、上下水道・電気等のライフライン、港湾、河川堤防やダム等の水防・砂防設備といった社会資本の老朽化に対して、計画的な長寿命化を早期に行うとともに、総合的な防災・減災、国土の強靱化を定める基本的理念が必要と考えます。よって、政府におかれては、以下の事項について早急な対策を講じるよう強く要望します。

記

- 1 東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・減災および発災後の迅速な復旧・復興に資する事前措置を総合的かつ計画的に実施するため、防災・減災対策を強化すること
- 2 発生確率が極めて高いといわれる首都直下地震に対して、行政の中核機能を維持するための基盤整備のほか、木造密集地域対策や帰宅困難者対策、住民防災組織への支援強化等、首都直下地震対策を推進すること
- 3 甚大な被害をもたらすおそれのある南海トラフ巨大地震について、津波避難対策の強化を要する地域を指定し、それら地域の対策強化事業の加速化に要する規制緩和および財政上・税制上の特例を定めるよう、南海トラフ巨大地震対策に取り組むこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月20日

【送付先】 内閣総理大臣・国土交通大臣・国土強靱化担当大臣

意見書

若い世代が安心して就労できる
環境等の整備を求める意見書

ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化しています。非正規労働者や共働き世帯が増えた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくありません。

中でも、働く貧困層といわれるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若者の増加や、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増しています。今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められています。

よって政府においては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現をめざし、一層の取り組みを進めるべく、以下の事項について適切に対策を講じるよう強く求めます。

記

- 一 世帯収入の増加に向けて、政務使による「賃金の配分に関するルール」作りを進めること。また、正規・非正規間の格差は正子育て支援など、総合的な支援を行うとともに、最低賃金引き上げに向けた環境整備を進めること
- 一 労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、若年労働者に劣悪な労働環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合等の立入調査の実施や悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化すること
- 一 個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするために、地域限定や労働時間限定の正社員など多面的な働き方を普及・拡大する環境整備をすすめることともに、短時間正社員制度、テレワーク、在宅勤務などの導入を促進すること
- 一 仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施・活用されるよう、利用度や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透等に努めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月20日

【送付先】 内閣総理大臣・厚生労働大臣

意見書

道州制導入に断固反対する意見書

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い。道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地域産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々広陵町議会は、道州制の導入に断固反対する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

【送付先】 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣法第9条の第一順位指定大臣（副総理）・内閣官房長官

総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）道州制担当

委員会の窓

9月議会に上程された議案は、総務文教委員会、厚生建設委員会及び決算審査特別委員会に付託された22件について審査を行いました。その主な審査内容と結果をお知らせします。

総務文教委員会

議案7件

議案第27号 広陵町中学校給食運営委員会設置条例の制定について

問 運営委員の人選は

答 中学校給食自体は実施することを決めており、その意に沿っている方から選ぶ。

修正 「10人以内」を「15人以内」に修正。

結果 全員一致で可決すべきものと決しました。

議案第29号 広陵町行政組織条例の一部を改正することについて

結果 質疑、討論もなく、全員一致で認定すべきものと決しました。

議案第30号 広陵町特別職報酬等審議会条例の一部を改正することについて

について

議案第31号 広陵町税条例の一部を改正することについて

問 公社債を損益通算可能にすることは富裕層への優遇税制になるのでは。

答 所得税法で4千万円以上の所得に対する新たな税率が設定されたので優遇になっていない。

結果 賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第33号 広陵町税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正することについて

結果 質疑、討論もなく、全員一致で認定すべきものと決しました。

議案第34号 平成25年度広陵町一般会計補正予算(第3号)

について

問 南保育園駐車場整備工事について変更点などないか。

答 20区画を整備する予定。
結果 全員一致で可決すべきものと決しました。

議案第47号 第4分団消防ポンプ車の買入れについて

問 20年以上経過した旧車両を被災地等に無料で送つては。

答 ネットオークションで売却する予定ではあるが、再利用についても検討してみる。
結果 全員一致で可決すべきものと決しました。

厚生建設委員会

議案6件

請願第1号 真美ヶ丘・みささぎ台地区の地区計画区域内に障がい者の一戸建のグループホームの建設が可能となる地区計画条例の成立を求める請願

真美ヶ丘及びみささぎ台の地区計画区域内にグループホームを建設することができるよう条例に条文を加えてほしい。

問 昨年の確約書で今後の生活は町が責任を持つ。なぜ条例まで変

える必要があるのか。

答 障がい児を持つ親はグループホームが建築できる確約がほしい。

問 当請願では、法的根拠等が不明瞭になるので、一旦取り下げ、再提出されては。

答 請願は、一般住民の声。法律や言葉の問題は理事者側が精査すれば良い。

結果 賛成多数で採択すべきものと決しました。

議案第28号 広陵町子ども・子育て会議条例の制定について

問 前提となる計画の方向性は。

答 ニーズ調査を前提に、法の基本指針に示された留意事項・必須項目を遵守していく。

結果 全員一致で可決すべきものと決しました。

議案第32号 広陵町国民健康保険条例の一部を改正すること

結果 賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第35号 平成25年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)

結果 質疑、討論もなく、全員一致で認定すべきものと決しました。

議案第36号 平成25年度広陵町墓
地事業特別会計補正予算(第1号)
結果 質疑、討論もなく、全員一
致で認定すべきものと決しました。

議案第37号 平成25年度広陵町水
道事業会計補正予算(第1号)
問 老朽管更新事業補助金ではど
この管路から始めるのか。

答 大野地内・直美一小東側・的
場地内・大和広陵高校東側の4箇
所の基幹管路にある古い塩ビ管を
耐震管に入れ替える。

結果 全員一致で
可決すべきものと
決しました。



決算審査特別委員会

議案9件

議案第38号 平成24年度一般会計
歳入歳出決算の認定について

問 現クリーンセンターの操業期
間は15年で、もう6年経っている。
今後の予定は。

答 現地では延伸しないという協
定があり、広域化、民間委託や安
全性を考慮した延伸など、町の重
要課題として取り組む。

問 町営住宅長寿命化計画とは。

答 4箇所の町営住宅は当面10年
間修繕対応とし、大塚・疋相は全
員退出されたら建て替え。平尾は
用途廃止。古寺は引き続き修繕対
応とする計画。
結果 賛成多数で認定すべきもの
と決しました。

議案第39号 平成24年度広陵町国
民健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定について

結果 賛成多数で認定すべきもの
と決しました。

議案第40号 平成24年度広陵町後
期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算の認定について

結果 賛成多数で認定すべきもの
と決しました。

議案第41号 平成24年度介護保険
特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

結果 賛成多数で認定すべきもの
と決しました。

議案第42号 平成24年度下水道事
業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

問 料金値上げの必要性は。
答 1トンあたり47円程度不足し

ているが、公営企業法の適用を受
けるため会計の明瞭化を図ってか
らと考えている。
結果 全員一致で認定すべきもの
と決しました。

議案第43号 平成24年度墓地事業
特別会計歳入歳出決算の認定

問 未整備区画はあるのか。

答 現在整備済み1194区画あ
り、243区画の未整備がある。

結果 全員一致で認定すべきもの
と決しました。

議案第44号 平成24年度学校給食
特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

結果 全員一致で認定すべきもの
と決しました。

議案第45号 平成24年度用地取得
事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

結果 質疑、討論もなく、全員一
致で認定すべきものと決しました。

議案第46号 平成24年度水道事業
会計決算の認定及び剰余金の処分
について

結果 賛成多数で認定すべきもの
と決しました。

議会の傍聴にお越しく下さい!

議会はみなさんに公開しています。気軽に来てください。

役場1階ロビーにおいて
放映も行っています。



町議会本会議は、役場3階の議場で、3月、6月、9月、12月の年4回開かれます。
次回は12月に開かれます。
日程については、11月下旬に議会事務局までお問い合わせください。
ホームページにも掲載しています。

ホームページ <http://www.town.koryo.nara.jp>

議会日誌

8月

30日 議会運営委員会

9月

6日 第3回定例会(初日)

11日 第3回定例会(2日目)

12日 第3回定例会(3日目)

13日 総務文教委員会、厚生建設委員会

17日 決算審査特別委員会(一般会計)

18日 決算審査特別委員会(特別会計)

20日 第3回定例会(最終日)

21・22日 かぐや姫まつり

10月

1日 広報編集委員会

8日 町村監査委員全国研修会(東京)

9日 広報編集委員会

群馬県昭和村議会議員視察研修来庁

香芝・広陵消防組合議会

13日 第42回町民体育祭

18日 広報編集委員会



みんな元気いっぱい 頑張った運動会!



編集後記



暑い夏が過ぎ、ようやく秋らしい季節になりました。

今年は記録的な猛暑で、各地で「ホット」な記録が続きました。そして、ますます日本中を熱くしたのは2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催が決定したことです。その経済効果やアスリートの活躍で、多くの夢や希望を与えてくれる事を期待します。

広陵町議会としても、議会改革に熱く取り組んでいます。「町民の負託を得たのだから、自分の賛否の結果を明らかにするのは当然だ」との考えから、前回までは「議会だより」上で議案ごとに賛成者を記載してきましたが、今回から賛否の結果がわかりやすいように「一覧表」にて掲載しました。今後更に、「この議案は町民にこういった影響がある。」といったことを議員全員が共通認識した上で議論していくように、個人技ではなく、集団技に変えていく必要があると思っています。

議会の最も大切な役割は、地域が抱える問題を明らかにすることです。住民の方々からの声をしっかりといただきながら、「議決する」「監視する」「提案する」といった役割を果たしてまいります。

広報編集委員会

- 委員長 堀川 季延
- 副委員長 笹井 由明
- 委員 谷 禎一
- 委員 山村美咲子
- 委員 八尾 春雄
- 委員 八代 基次

広陵町議会だより

9月定例会

No.83
平成25年11月1日

発行／広陵町議会 編集／議会広報編集委員会
〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 583番地1
TEL 0745-55-1001 FAX 0745-55-1165



見やすいユニバーサルデザイン 書体を採用しています。

再生紙を使用しています。